

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日付事務連絡）」に関するQ&Aについて
計2枚（本紙を除く）

Vol.780

令和2年3月6日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策推進室・高齢者支援課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3975、3971、3948）
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 6 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局老人保健課

「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 2 月 24 日付事務連絡）」に関する Q & A
について

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 24 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）でお示ししているところですが、特にご質問の多い事項について 別紙のとおり Q & A としてとりまとめました。

管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

問1 社会福祉施設等の利用者への対応に関し、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者又は妊婦について、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し指示を受ける目安として、「37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合」とされているが、37.5℃以上が2日程度続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合も含まれると考えてよいか。

（答）

貴見のとおり。

問2 社会福祉施設等の利用者への対応に関し、具体的な対応として「疑いのある利用者にケアや処置をする場合には、職員はサージカルマスクを着用すること」とされているが、マスクの着用でよいか。

（答）

貴見のとおり。